仕 様 書

- 1 件 名 食料品(魚介、ねり製品、その他食料品類)の購入
- 2 品名、規格及び数量

品 名	規 格	数量	備考
食料品(魚介、ねり製品、その他食料品類) の購入	別紙「発注書」により随即	持指示する	

- 3 納入場所 東京都立多摩職業能力開発センター(東京都昭島市東町3-6-33)
- 4 納入期間 令和6年4月5日から令和7年3月25日
- 5 その他 (1) 食料品の発注については、別紙「発注書」により個別の品名、規格、数量、納入期限 等を指示する。
 - (2) 食料品の納入については、毎指定日の午前8時50分までに納入すること。
 - (3) 生徒の実習用の食材料なので、特に鮮度・安全性等を考慮すること。
 - (4) 環境により良い自動車利用

本契約の履行に当たって、自動車を使用し、又は利用する場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例(平成12年東京都条例第215号)に基づき、次の事項を遵守すること。

アディーゼル車規制に適合する自動車であること。

- イ 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法(平成4年法律第70号)の対策地域内で登録可能な自動車であること。
- ウ 低公害・低燃費の自動車であること。

なお、適合の確認のために、当該自動車の自動車検査証(車検証)、粒子状物質減少装置装着証明書の提示又は写の提出を求められた場合には、速やかに提示又は提出すること。

- (5) 本仕様書に記載のない事項は、双方協議の上決定する。
- 6 担当 東京都立多摩職業能力開発センター

人材育成課 経理担当

〒196-0033 東京都昭島市東町3-6-33

Tel042-500-8700 Fax042-500-8704